

証券コード 6186
平成28年5月27日

株 主 各 位

(本店所在地)

埼玉県さいたま市北区大成町四丁目699番地1

(東京本社)

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

丸の内トラストタワーN館13階

株 式 会 社 一 蔵

代表取締役社長 河 端 義 彦

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月13日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月14日（火曜日） 午前10時
※受付開始は午前9時30分を予定しております。
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 29階
ザ ランドマークスクエア トーキョー「コースト」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第26期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類の報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役1名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎紙資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ichikura.jp/ja/index.html>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

### 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、中国など新興国経済の減速や急激な円高の進行、また国内消費の低迷により、先行き不透明感が高まっております。

#### (和装事業)

呉服業界におきましては、産地工房の職人など作り手の高齢化や消費者のライフサイクルの変化などの影響により市場の縮小傾向が続いておりましたが、昨今、振袖を中心としたレンタル需要や着方教室をきっかけに呉服販売等が盛んになりつつあること、以前は資産として高価な着物を所有し特別な機会にのみ着用することが多い傾向にありましたがファッションとして“着て”楽しむ消費者層が増加（「所有」から「使用」へと変化）するなどの兆しが見られること、経済産業省が国内和装産業の振興を図るため「きもの日」の導入を検討しており、その一環として同省において一般社団法人全国きもの振興会が定める「きもの日」に合わせて平成27年11月15日に和服で執務を行う取り組みが行われるなど、引き続き大きな市場があると考えております。

このような環境下におきまして、当社は積極的な広告宣伝や当社店内外で開催いたしました催事が功を奏し、特に振袖の販売・レンタル、成人式の前撮り写真撮影などの受注が大きく伸びいたしました。

この結果、当事業年度における和装事業の売上高9,114,077千円（前事業年度比8.2%増）、セグメント利益618,948千円（同12.3%増）となりました。

#### (ウエディング事業)

ウエディング業界におきましては、少子化により結婚適齢期を迎える人口が減少していることや未婚化などの影響により婚姻組数の減少傾向が続いている（厚生労働省「平成27年（2015）人口動態統計の年間推計」）一方、市場規模は1兆4千億円台をほぼ横ばいで推移（矢野経済研究所「ブライダル市場に関する調査結果2015」）しております。

このような環境下におきまして、当社は積極的な広告宣伝やプロジェクトマップングなどの新サービスが功を奏し、挙式・披露宴の成約件数が大きく伸びいたしました。

この結果、当事業年度におけるウエディング事業の売上高4,893,841千円（前事業年度比5.5%増）、セグメント利益1,083,571千円（同38.4%増）となりました。

（全社）

以上の結果、当事業年度の売上高14,007,918千円（前事業年度比7.2%増）、営業利益1,038,239千円（同33.4%増）、経常利益1,029,944千円（同36.3%増）、当期純利益608,881千円（同19.6%増）となりました。

#### 事業別売上高

| 事業区分     | 第25期<br>(平成27年3月期) |       | 第26期<br>(平成28年3月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比増減  |       |
|----------|--------------------|-------|-------------------------------|-------|-----------|-------|
|          | 金額                 | 構成比   | 金額                            | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| 和装事業     | 8,426,496千円        | 64.5% | 9,114,077千円                   | 65.1% | 687,581千円 | 8.2%増 |
| ウエディング事業 | 4,638,662          | 35.5  | 4,893,841                     | 34.9  | 255,178   | 5.5%増 |
| 合計       | 13,065,159         | 100.0 | 14,007,918                    | 100.0 | 942,759   | 7.2%増 |

#### ② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

#### ③ 資金調達の状況

平成27年12月25日付の公募増資により、1,500,000株の新株式を発行し1,678,875千円の資金調達を行いました。

平成28年1月22日付のオーバーアロットメントによる売出に関連して実施した第三者割当増資により、223,300株の新株式を発行し249,928千円の資金調達を行いました。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
  
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 23 期<br>(平成25年3月期) | 第 24 期<br>(平成26年3月期) | 第 25 期<br>(平成27年3月期) | 第 26 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年3月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 10,735,226           | 11,695,263           | 13,065,159           | 14,007,918                      |
| 経 常 利 益 (千円)    | 711,535              | 280,743              | 755,564              | 1,029,944                       |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 415,674              | 149,005              | 509,072              | 608,881                         |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 554,362.71           | 39.69                | 135.61               | 144.89                          |
| 総 資 産 (千円)      | 10,831,990           | 11,525,670           | 12,158,994           | 14,062,983                      |
| 純 資 産 (千円)      | 1,822,214            | 1,968,137            | 2,482,262            | 5,000,872                       |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 2,427,029.86         | 524.28               | 661.23               | 913.02                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき計算しております。
2. 当社は、平成27年8月20日付で株式1株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「日本文化をもっと身近にする」「私たちのおもてなしを世界に広げる」「世の中を楽しく変えていく」を経営理念に掲げ、和装事業として呉服等の販売、振袖等の販売・レンタル、成人式の前撮り写真撮影サービス、成人式当日の着付け及びメイクサービス、着物の着方教室の運営等、並びにウエディング事業として結婚式場の運営等を行っております。

和装事業については多種多様な約4万点超（平成28年3月期末）の振袖在庫、顧客の利便性を追求したワンストップサービス、着方教室の運営、悉皆サービス等により、また、ウエディング事業については本物志向のファシリティと専門的なサービスの内製化により、他社との差別化を図り、業容を拡大させて参りました。

このような環境下において、今後も持続的に事業規模を拡大していくためには、以下の課題への対応が必要であると考えております。

##### ①和装事業

###### イ. 効率的な営業基盤の強化と営業施設の運営

当社は、着物や着物関連商品等の販売、着方教室の運営等を行っております。創業当時、呉服業界では、売れ残った在庫商品は小売店が製造元に返品するという商習慣が一般的でした。この商習慣により、呉服商品は、製造元にとっては返品リスクがあることから自ずと高値となり、消費者にとって敷居の高いものとなっております。そこで、当社ではリーズナブルな価格で顧客に商品を提供するため、製造元から呉服商品を現金で買い取る仕入制度を導入し、「小売主体の流通の構築」「適正価格の実現」を図って参りました。また、顧客の多様なニーズに応えるためには、販売チャネルを増やすことが必要であると考え、創業当時から行っている催事販売に加え店舗販売にも力を入れて参りました。具体的には、顧客が来店しやすい全国主要都市のオフィスビルやショッピングセンターへの出店、年間700回を超える（平成28年3月期）着物を着て楽しむイベントの開催、現役生徒数6千人を超える（平成28年3月期）着方教室の運営等により業容拡大に努めて参りました。

一方で、出店費用、店舗運営費用、広告宣伝費等が増加傾向にあり、当事業の課題となっております。より効率的な出店計画を策定し、イベント開催や着方教室の運営等により収益性の更なる向上に努めて参ります。

###### ロ. 少子化に伴う若年層の減少と受注金額の増加

成人式用の振袖及び卒業式用の袴等の販売並びにレンタルを行っている当社の主要顧客は、成人式や卒業式を迎える女性であります。少子化に伴う若年層の減少と、多様化する顧客のニーズへの対応が課題であります。

少子化に伴う若年層の減少に対しては、人口が集中する首都圏の中でも特に大学・高校の集中するターミナルへの出店を進めることで受注を拡大させて参りました。

多様化する顧客のニーズに対しては、商品面では多種多様な約4万点超の振袖在庫（平成28年3月期末）に加え時代のニーズに合わせた商品を仕入れ顧客に提供することで受注の増加に努めて参りました。更に、当社では仕入後3年間一度も回転しなかった在庫品については当社「棚卸資産管理規程」に規定する評価基準に従い商品評価損を計上しておりますが、回転が鈍い在庫品の見える化を行い積極的に販売していくことで、商品回転数の増加を図り、商品評価損の計上額の最小化に努めております。

また、サービス面では当社で振袖等をお求めいただいた顧客に対して提供するワンストップサービスにより競合他社との差別化を図り、受注金額を増加させて参ります。

## ②ウエディング事業

### イ. 平均単価の上昇と高稼働率の維持・向上

当社は、ゲストハウスタイプの結婚式場を3館（総バンケット数8）運営しております。少ない式場数ながら当社の個性を発揮できる設備（ハード）とサービス（ソフト）の提供を心掛けており、ブライダルフェアにおいてその付加価値を実感していただくことで高い成約率、平均単価の上昇を目指しております。結婚式・披露宴が多く行われる傾向にある休日の稼働率（注）は90%を超えておりますが（平成28年3月期）、稼働率の維持・向上が課題であります。

当社の設備（ハード）は、主に欧州から本物の調度品や美術品を調達し、また実存した建築や技法をモチーフとし、歴史的な下支えを大切にしております。一方で、単なる懐古主義ではなく、現代の婚礼に対するニーズをきちんと取り込むことにより、質及び満足度の高い施設を目指しております。

また、サービス（ソフト）に関しては、おもてなしの心で運営することはもちろん、専門的なサービスを内製化（料理、装花、美容、写真撮影、アルバム等フォト製品の企画・開発）することで、より高品質なサービスをより短いリードタイムで実現することを心掛けております。

（注）稼働率の定義：対象期間取扱組数÷対象期間最大組数

対象期間最大組数：2バンケット式場 380組、3バンケット式場 570組

### ロ. 厳選された立地での結婚式場新設

3館ともに高稼働率を維持しておりますが、持続的な成長、企業価値を向上させるためには、新たな結婚式場をオープンさせることが課題であります。



当社は、結婚式場の新設にあたって、商圈規模、立地条件といった要素から継続的、安定的に集客ができる場所への出店を行って参ります。

### ③全社

#### 各事業本部間の連携

当社は事業本部制を採用しておりますが、各事業本部間でのシナジーを更に拡大することが課題であります。現状は以下の施策により各事業本部間での連携を図っております。

#### (和装事業)

- ・ 新規出店について、JTS事業本部、オンディーヌ事業本部の両事業本部共同で検討を行っております。
- ・ 商品・サービス開発について、両事業本部でノベルティの共同開発、流行商品情報の共有等を行っております。
- ・ 仕入について、両事業本部共同で小物等の仕入を行うことにより、仕入コストの低減を図っております。
- ・ 写真撮影について、フォトスタジオを両事業本部で共同使用することで、顧客の利便性の向上を図っております。

#### (和装事業・ウエディング事業)

- ・ JTS事業本部では、着物でお出かけするイベントを実施しております。ウエディング事業本部の結婚式場を利用するイベントも企画しており、顧客の当社結婚式場への関心を高めることはもちろん、本物志向の設備（ハード）とおもてなしのサービス（ソフト）を実感いただけるよう取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

| 事業区分     | 事業内容                                                                                                                                                                                                  |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 和装事業     | <p>呉服の販売、振袖等の販売・レンタル、成人式の前撮り写真撮影サービス、成人式当日の着付け及びメイクサービス並びに着物の着方教室の運営等を行っております。</p> <p>一定の集客が見込める全国主要都市のオフィスビルやショッピングセンター等に出店し、小売店舗、フォトスタジオ、着物の着方教室、またはそれらを併設した店舗形態により事業を展開しております。</p>                 |
| ウェディング事業 | <p>「特別な日を過ごすに相応しい世界観を作り、全員が楽しめるひと時を提供する」という「おもてなし」の心を実現するべく、直営式場において挙式・披露宴の企画・立案・運用及びパーティードレスやウエディングドレスのレンタル等を行っております。</p> <p>顧客の本物志向を充足させる結婚式のトータルプロデュースを実現するために「本物志向のファシリティ」「ソフトの内製化」を重視しております。</p> |

(6) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

①本店、本社

|            |            |
|------------|------------|
| 本社 (本店所在地) | 埼玉県さいたま市北区 |
|------------|------------|

②JTS事業本部(和装事業)

| 都道府県 | 店舗          | 一蔵 | フォトスタジオ | いち溜 (注1) | 銀座いち利 | アムール (注1) |
|------|-------------|----|---------|----------|-------|-----------|
| 北海道  | 札幌店         | ○  | ○       | ○        |       | ○         |
|      | 旭川店         | ○  | ○       | ○        |       | ○         |
| 埼玉県  | 大宮店         | ○  |         | ○        |       |           |
|      | 浦和店         |    |         | ○        |       |           |
|      | 所沢店         | ○  | ○       | ○        |       |           |
|      | イトーヨーカドー三郷店 | ○  |         | ○        |       |           |
| 群馬県  | 前橋店 (注2)    | ○  |         |          |       |           |

| 都道府県 | 店舗         | 一蔵 | フォト<br>スタジオ | いち溜<br>(注1) | 銀座いち利 | アムール<br>(注1) |
|------|------------|----|-------------|-------------|-------|--------------|
| 東京都  | 銀座本店       | ○  |             | ○           |       |              |
|      | 銀座いち利本店    |    |             |             | ○     |              |
|      | 日本橋店       | ○  |             | ○           |       |              |
|      | 八王子店       | ○  |             | ○           |       |              |
|      | 品川プリンスホテル店 | ○  | ○           |             |       |              |
|      | 新宿店        | ○  | ○           |             |       | ○            |
|      | 上野店        | ○  | ○           | ○           |       |              |
| 千葉県  | 千葉店 (注3)   | ○  | ○           | ○           |       |              |
|      | 稲毛ワンスモール店  |    |             | ○           |       |              |
|      | アリオ市原店     | ○  | ○           | ○           |       | ○            |
|      | ららぽーと船橋店   | ○  | ○           |             |       |              |
|      | イオン船橋店     | ○  |             |             |       | ○            |
| 神奈川県 | 横浜店        | ○  | ○           | ○           |       |              |
|      | 横浜駅前店      | ○  | ○           |             |       |              |
|      | 新横浜プリンスペペ店 | ○  | ○           | ○           |       |              |
| 愛知県  | 名古屋栄店      | ○  |             | ○           |       |              |
|      | 名古屋駅前店     | ○  | ○           | ○           |       |              |
| 大阪府  | なんば店       | ○  | ○           |             |       |              |
|      | 梅田店        | ○  | ○           | ○           |       |              |
|      | 天王寺店       | ○  | ○           | ○           |       |              |
|      | 銀座いち利心斎橋店  |    |             |             | ○     |              |
| 岡山県  | 岡山ドレミの街店   | ○  | ○           |             |       |              |

| 都道府県 | 店舗                 | 一蔵 | フォトスタジオ | いち溜(注1) | 銀座いち利 | アムール(注1) |
|------|--------------------|----|---------|---------|-------|----------|
| 山口県  | 山口店(注2)            | ○  | ○       |         |       |          |
| 福岡県  | 福岡天神店(注3)          | ○  | ○       | ○       |       |          |
|      | 小倉駅前店              |    |         | ○       |       |          |
| 合計   | 32店舗 (うち、取扱代理店2店舗) |    |         |         |       |          |

(注1) 常設店舗のみ記載しております。常設店舗のほか、期間限定で出店している店舗もあります。

(注2) 取扱代理店であります。

(注3) オンディーヌブランドの商品も取り扱っております。

### ③オンディーヌ事業本部(和装事業)

| 都道府県 | 店舗     | オンディーヌ | フォトスタジオ |
|------|--------|--------|---------|
| 北海道  | 札幌店    | ○      | ○       |
| 山形県  | 山形店(注) | ○      | ○       |
| 宮城県  | 仙台店    | ○      | ○       |
| 茨城県  | 水戸店(注) | ○      | ○       |
| 埼玉県  | 大宮店    | ○      | ○       |
|      | 所沢店    | ○      | ○       |
| 東京都  | 銀座店    | ○      |         |
|      | 新宿店    | ○      |         |
|      | 町田店    | ○      | ○       |
|      | 新宿スタジオ |        | ○       |
|      | 渋谷店    | ○      |         |
|      | 立川店    | ○      | ○       |
| 千葉県  | 柏店     | ○      | ○       |

| 都道府県 | 店舗                | オンディーヌ | フォトスタジオ |
|------|-------------------|--------|---------|
| 神奈川県 | 横浜店               | ○      | ○       |
|      | 大船店               | ○      |         |
| 静岡県  | 浜松店               | ○      | ○       |
|      | 富士店（注）            | ○      | ○       |
| 山梨県  | 甲府店（注）            | ○      | ○       |
| 長野県  | 長野店（注）            | ○      | ○       |
| 愛知県  | 岡崎店               | ○      | ○       |
|      | 名古屋栄店             | ○      | ○       |
| 富山県  | 富山店（注）            | ○      | ○       |
| 大阪府  | 高槻店               | ○      |         |
|      | 高槻スタジオ            |        | ○       |
|      | 心斎橋店              | ○      | ○       |
| 京都府  | 京都烏丸店sizuku       | ○      | ○       |
| 兵庫県  | 神戸店               | ○      | ○       |
| 広島県  | 広島店               | ○      | ○       |
| 愛媛県  | 松山店（注）            | ○      | ○       |
| 福岡県  | 小倉店               | ○      | ○       |
| 鹿児島県 | 鹿児島店（注）           | ○      | ○       |
| 沖縄県  | 沖縄店（注）            | ○      | ○       |
| 合計   | 32店舗（うち、取扱代理店9店舗） |        |         |

（注）取扱代理店であります。

④ウエディング事業本部(ウエディング事業)

| 結婚式場名     | 所在地                | 概要                                                                                                                                          |
|-----------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| キャメロットヒルズ | 埼玉県<br>さいたま<br>市北区 | 18世紀の英国ウエールズ地方の「マナーハウス(注1)」を再現したバンケットと同時代の教会を再現したチャペルからなる本館と、19世紀初頭の英国ロンドンの迎賓館をモチーフにした別館の「キャメロットヒルズ・アネックス」から構成されております。<br>設備概要：バンケット3、チャペル2 |
| グラストニア    | 愛知県<br>名古屋市<br>昭和区 | 19世紀の英国における建築を参考にした外観や仏国王室の礼拝堂を模して造られたチャペル等、ヨーロッパアンクラシックスタイルをコンセプトとしております。<br>設備概要：バンケット2、チャペル1                                             |
| 百花籠       | 愛知県<br>名古屋市<br>東区  | 日本の明治時代を想定し、日本の精神と西洋の技術を融合した「和魂洋才」の建築様式を採用した結婚式場であります。格天井(注2)や寄木細工の床、壁の透かし彫り、雅楽の舞台を備えた庭園等意匠へのこだわりを追求しております。<br>設備概要：バンケット3、チャペル1            |

(注1) 「マナーハウス」(manor house)とは、中世ヨーロッパにおける荘園(マナー)において、地主たる荘園領主が建設した邸宅であります。

(注2) 「格天井」とは、木を組んで格子形に仕上げた天井であります。

(7) 使用人の状況(平成28年3月31日現在)

| 事業区分     | 使用人数      | 前事業年度末比増減  |
|----------|-----------|------------|
| 和装事業     | 385(171)名 | 16名増(16名増) |
| ウエディング事業 | 222(81)   | 12名増(—)    |
| 全社(共通)   | 48(6)     | 4名増(1名減)   |
| 合計       | 655(258)  | 32名増(15名増) |

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
全社(共通)は、主に管理部門の従業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

| 借 入 先                     | 借 入 額       |
|---------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行     | 1,618,192千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 550,000     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 320,000     |
| 株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行         | 296,656     |
| 株 式 会 社 足 利 銀 行           | 166,656     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 100,000     |
| 株 式 会 社 群 馬 銀 行           | 93,312      |
| 埼 玉 縣 信 用 金 庫             | 20,000      |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成27年12月25日付で、当社株式は東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,477,300株
- (3) 株主数 3,445名
- (4) 大株主

| 株 主 名                         | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|---------|---------|
| 河 端 義 彦                       | 2,951千株 | 53.89%  |
| 小 手 川 隆                       | 250     | 4.56    |
| 白 石 隆 治                       | 200     | 3.65    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口) | 194     | 3.54    |
| 山 田 浩 史                       | 48      | 0.87    |
| 一 蔵 従 業 員 持 株 会               | 33      | 0.60    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)   | 30      | 0.54    |
| 寺 島 邦 夫                       | 25      | 0.45    |
| 田 淵 潤 一 郎                     | 25      | 0.45    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券             | 23      | 0.43    |

(注) 自己株式は所有していません。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。



#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|-------|--------------|
| 代表取締役社長  | 河端義彦  |              |
| 常務取締役    | 白石隆治  | JTS事業本部長     |
| 常務取締役    | 寺島邦夫  | オンディーヌ事業本部長  |
| 取締役      | 鈴木義孝  | 管理本部長        |
| 取締役      | 数見康浩  | 財務経理本部長      |
| 取締役      | 望月求   |              |
| 常勤監査役    | 伊藤健一  |              |
| 常勤監査役    | 田淵潤一郎 |              |
| 監査役      | 熊隼人   | 熊隼人法律事務所所長   |

- (注) 1. 取締役望月求氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊藤健一氏及び監査役熊隼人氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額     |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(1) | 147百万円<br>(3) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 13<br>(6)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10<br>(4) | 160<br>(10)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査役の報酬総額には、平成27年6月23日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月24日開催の第14期定時株主総会において、年間150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月24日開催の第14期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額23百万円（取締役5名に対し22百万円、監査役3名に対し0百万円）

### ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

### ③ 社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役熊隼人氏は、熊隼人法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 望 月 求   | 取締役就任後に開催された取締役会17回の全てに出席し、長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜質問、提言を行っております。                                              |
| 監査役 伊 藤 健 一 | 監査役就任後に開催された取締役会17回、監査役会11回の全てに出席したほか、常勤監査役として社内の主要な会議に出席し、上場企業の役員としての経験から、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。                                                |
| 監査役 熊 隼 人   | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回、監査役会14回の全てに出席し、法律家としての高度な専門的知識・見識及び企業法務に関わって培われた経験等に基づき、主に弁護士としての専門的な観点から適宜質問及び妥当性に関する確認や、業務遂行体制や安全面への助言などについても公平な見地で積極的に発言を行っております。 |

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 29,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,000    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 2. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォート・レター作成業務等についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要は以下のとおりであります。

### ①処分対象

新日本有限責任監査法人

### ②処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定  
（平成28年1月22日付で、21億1,100万円の課徴金納付命令を決定）

### ③処分理由

- ・ 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、取締役は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令及び定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行う。
- ハ. 取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程に従い、業務を執行する。
- ニ. 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
- ホ. 取締役、監査役、内部監査部門等からなるコンプライアンス委員会を設置し、部門責任者等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行い、その結果を取締役に報告する。
- ヘ. 社外の弁護士を窓口とする通報・相談窓口を設け、当社の役職員からコンプライアンス上の問題に係る情報を広く収集する。
- ト. 監査役ならびに業務執行部門から独立した内部監査部門により、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにする。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、諸問題の発生可能性に応じ、適切な対応策を準備し、また、問題解決に向けての行動が即時に行える体制を確保する。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。
- ロ. 全社及び各事業部門の中期経営計画及び年度目標を策定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行う。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と協議を行い決定する。
  - ロ. 当該使用人の任命、人事異動については、監査役会の意見を尊重する。
- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項
- 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
- ⑦上記報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
  - ロ. 当社は、通報・相談窓口より通報した者が、通報したことにより不利な扱いや報復、差別を受けないことを当社規程で明文化している。
- ⑧当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査役の通常の職務執行で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支払を行う。
  - ロ. 監査役が、前号イ. 以外で、特別にその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役と取締役は、定期的または必要に応じて面談し、必要事項について相互理解を深めるものとする。また、取締役及び使用人は、監査役が必要に応じて会計監査人等から監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないこととする。
  - ロ. 監査役は内部監査部門が実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができる。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- コンプライアンス体制の充実と強化を図るため、反社会的な勢力との関係遮断に向けた取り組みを行い、社内での周知徹底を図る。
- ⑪財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- 金融商品取引法その他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行について

定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には毎回、各取締役のほか独立性を保持した監査役も出席し、取締役の業務の執行状況の監査を行っております。

### ② リスク管理体制について

増大するリスク管理に対応するため、情報セキュリティポリシーを策定するとともに、個人情報を含むリスク全般について監視・管理するために、代表取締役社長（委員長）及び取締役、その他委員長が指名する者により構成されたリスク管理委員会を四半期に1回開催し、リスク管理の実施状況を把握するとともに、必要な措置について審議を行っております。

### ③ 内部監査の実施について

内部監査室にて、社内各部署が諸法令、定款及び社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、業務フローにより適切な牽制が効いているかを、監査役会との相互協力により書類の閲覧及び実地調査しております。監査結果は、代表取締役社長に報告され、被監査部門責任者に改善事項の指摘を行い、フォローアップ監査により改善状況のモニタリングを実施しております。

### ④ 監査役の職務の執行について

監査役3名（うち社外監査役2名）は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席、内部監査室からの内部監査の実施状況及び監査結果についての報告、取締役・使用人からの事情聴取、書類の閲覧、実地調査等により、当社の経営に関する監視及び取締役の業務の執行状況の監査を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。



# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>7,419,233</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>6,786,649</b>  |
| 現金及び預金          | 2,815,710         | 買掛金             | 655,754           |
| 売掛金             | 433,723           | 短期借入金           | 1,280,000         |
| 有価証券            | 1,200,000         | 1年内返済予定の長期借入金   | 447,720           |
| レンタル商品          | 1,280,891         | リース債務           | 22,655            |
| 仕掛品             | 279,141           | 未払金             | 247,264           |
| 材料及び貯蔵品         | 76,970            | 未払費用            | 269,425           |
| 短期貸付金           | 999               | 未払消費税等          | 132,184           |
| 前払費用            | 96,496            | 未払法人税等          | 301,796           |
| 繰延税金資産          | 36,224            | 前受金             | 3,389,762         |
| その他             | 26,111            | その他             | 40,085            |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,643,749</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>2,275,462</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,213,988</b>  | 長期借入金           | 1,437,096         |
| 建物              | 4,088,703         | リース債務           | 46,996            |
| 構築物             | 130,081           | 退職給付引当金         | 261,160           |
| 車両運搬具           | 2,083             | 役員退職慰労引当金       | 309,140           |
| 工具、器具及び備品       | 272,782           | 資産除去債務          | 195,602           |
| 土地              | 538,412           | その他             | 25,467            |
| リース資産           | 33,725            |                 |                   |
| 建設仮勘定           | 148,200           | <b>負債合計</b>     | <b>9,062,111</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>119,874</b>    | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 借地権             | 14,133            | 株主資本            | 4,992,448         |
| ソフトウェア          | 72,641            | 資本金             | 1,002,201         |
| リース資産           | 30,785            | 資本剰余金           | 991,501           |
| その他             | 2,314             | 資本準備金           | 991,501           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,309,886</b>  | 利益剰余金           | 2,998,745         |
| 投資有価証券          | 233,280           | 別途積立金           | 200,000           |
| 長期前払費用          | 17,667            | 繰越利益剰余金         | 2,798,745         |
| 繰延税金資産          | 127,561           | <b>評価・換算差額等</b> | <b>8,423</b>      |
| 敷金及び保証金         | 791,592           | その他有価証券評価差額金    | 8,423             |
| その他             | 139,783           | <b>純資産合計</b>    | <b>5,000,872</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,062,983</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>14,062,983</b> |

## 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 額          |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 14,007,918 |
| 売上原価         |         | 5,320,562  |
| 売上総利益        |         | 8,687,356  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 7,649,116  |
| 営業利益         |         | 1,038,239  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 5,942   |            |
| 受取配当金        | 696     |            |
| 受取手数料        | 9,594   |            |
| その他          | 10,424  | 26,657     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 33,676  |            |
| その他          | 1,275   | 34,952     |
| 経常利益         |         | 1,029,944  |
| 特別利益         |         |            |
| 固定資産売却益      | 38      | 38         |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除却損      | 622     |            |
| オフィス撤退損失     | 12,847  |            |
| 減損損失         | 2,140   | 15,610     |
| 税引前当期純利益     |         | 1,014,372  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 389,824 |            |
| 法人税等調整額      | 15,666  | 405,491    |
| 当期純利益        |         | 608,881    |

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |         |              |                  |           |           | 株主資本合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|---------|--------------|------------------|-----------|-----------|--------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金    |                  |           |           |        |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金     |                  | 利益剰余金合計   |           |        |
|                         |           |           |         | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |           |           |        |
| 当 期 首 残 高               | 37,800    | 27,099    | 27,099  | 200,000      | 2,189,864        | 2,389,864 | 2,454,763 |        |
| 当 期 変 動 額               |           |           |         |              |                  |           |           |        |
| 新 株 の 発 行               | 964,401   | 964,401   | 964,401 |              |                  |           | 1,928,803 |        |
| 当 期 純 利 益               |           |           |         |              | 608,881          | 608,881   | 608,881   |        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |         |              |                  |           |           |        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 964,401   | 964,401   | 964,401 | -            | 608,881          | 608,881   | 2,537,684 |        |
| 当 期 末 残 高               | 1,002,201 | 991,501   | 991,501 | 200,000      | 2,798,745        | 2,998,745 | 4,992,448 |        |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等     |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券評<br>価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 27,498              | 27,498                 | 2,482,262 |
| 当 期 変 動 額               |                     |                        |           |
| 新 株 の 発 行               |                     |                        | 1,928,803 |
| 当 期 純 利 益               |                     |                        | 608,881   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △19,075             | △19,075                | △19,075   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △19,075             | △19,075                | 2,518,609 |
| 当 期 末 残 高               | 8,423               | 8,423                  | 5,000,872 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### ② たな卸資産

・商品、仕掛品

当社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。ただし、一部の和装小物につきましては移動平均法による原価法を採用しております。

・レンタル商品

当社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）により取得原価を把握し、利用可能期間（4年～5年）にわたって定額法により償却しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、ウエディング事業については定額法を採用しております（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております）。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 3年～20年

工具、器具及び備品 2年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時において費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|     |             |
|-----|-------------|
| 建物  | 2,671,856千円 |
| 土地  | 502,452千円   |
| 借地権 | 11,571千円    |
| 計   | 3,185,881千円 |

② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 840,000千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 447,720千円   |
| 長期借入金         | 1,437,096千円 |
| 計             | 2,724,816千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,631,921千円

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

##### ①減損損失を認識した資産のグループの概要

| 場所      | 用途      | 種類           |
|---------|---------|--------------|
| 埼玉県、京都府 | 和装事業2店舗 | 建物・工具、器具及び備品 |

##### ②減損損失の認識に至った経緯

上記資産グループについて、収益性の低下が認められるため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

##### ③減損損失の金額

|           | (千円)  |
|-----------|-------|
| 建物        | 1,613 |
| 工具、器具及び備品 | 526   |
| 計         | 2,140 |

##### ④資産グルーピングの方法

当社は原則として、事業用資産については店舗及び式場を基準としてグルーピングを行っております。

##### ⑤減損損失の回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

#### (2) オフィス撤退損失

和装事業の新宿オフィスの撤退に伴う損失であります。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 750.8          | 5,476,549.2   | —             | 5,477,300     |

- (注) 1. 平成27年8月14日開催の取締役会決議により、平成27年8月20日付で株式1株を5,000株に分割しております。
2. 平成27年12月25日付の公募増資により、1,500,000株の新株式を発行いたしました。
3. 平成28年1月22日付のオーバーアロットメントによる売出に関連して実施した第三者割当増資により、223,300株の新株式を発行いたしました。

(2) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年6月14日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 191,705        | 35.00           | 平成28年3月31日 | 平成28年6月15日 |

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一般的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

1) 売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

2) 店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されております。

3) 投資有価証券は、上場企業の株式及び社債であり市場価格の変動リスクに晒されております。

4) 営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日のものであります。

5) 借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年4ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当社は、敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに残高を確認するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2) 市場リスク（投資有価証券の市場価格変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価評価をし、必要に応じて発行体の財務状況を把握しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業本部及び各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                     | 貸借対照表計上額 (千円) | 時 価 ( 千 円 ) | 差 額 ( 千 円 ) |
|---------------------|---------------|-------------|-------------|
| (1) 現 金 及 び 預 金     | 2,815,710     | 2,815,710   | －           |
| (2) 売 掛 金           | 433,723       | 433,723     | －           |
| (3) 有 価 証 券         | 1,200,000     | 1,200,344   | 344         |
| (4) 投 資 有 価 証 券     | 233,280       | 233,280     | －           |
| (5) 敷 金 及 び 保 証 金   | 791,592       | 728,621     | △62,971     |
| 資 産 計               | 5,474,307     | 5,411,680   | △62,626     |
| (1) 買 掛 金           | 655,754       | 655,754     | －           |
| (2) 短 期 借 入 金       | 1,280,000     | 1,280,000   | －           |
| (3) 長 期 借 入 金 ( 注 ) | 1,884,816     | 1,909,232   | 24,416      |
| 負 債 計               | 3,820,570     | 3,844,986   | 24,416      |

(注) 1. 長期借入金には、1年内返済予定のものが含まれております。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 有価証券

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

決算期末日における終値で計算しております。



(5) 敷金及び保証金

取引相手ごとに残高を確認するとともに、財務状況等を確認し回収可能性を判断し、国債の対応する年度の利回りを用いて、現在割引価値を算出しております。

負債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

**6. 税効果会計に関する注記**

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 未払事業税     | 19,096千円   |
| 未払事業所税    | 5,166千円    |
| 未払費用否認    | 7,867千円    |
| 退職給付引当金   | 80,150千円   |
| 役員退職慰労引当金 | 99,438千円   |
| 減価償却超過額   | 2,064千円    |
| 資産除去債務    | 64,327千円   |
| 有価証券評価損   | 19,004千円   |
| 減損損失      | 31,112千円   |
| その他       | 11,859千円   |
| 計         | 340,089千円  |
| 評価性引当額    | △138,441千円 |
| 繰延税金資産合計  | 201,648千円  |
| 繰延税金負債    |            |
| 資産除去債務費用  | △37,861千円  |
| 繰延税金負債合計  | △37,861千円  |
| 繰延税金資産の純額 | 163,786千円  |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に開始する事

業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来32.8%から平成28年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は11,193千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

#### 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

#### 8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 913円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 144円89銭 |

(注) 当社は、平成27年8月20日付で株式1株につき5,000株の株式分割を行い、発行済株式数は3,754,000株となっておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は、平成28年3月24日開催の取締役会において、株式会社京都きもの学院（以下「学院」といいます）の株式を取得し子会社化することにつき決議し、平成28年5月20日付で同社の全株式を取得し、同社を完全子会社としました。

##### 1. 企業結合の概要

###### (1) 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称 株式会社京都きもの学院

事業内容 きもの着付教室の運営、和装小物・着物・帯等の販売

###### (2) 企業結合を行った主な理由

学院の地域に密着した教室網と充実したカリキュラム、人財なるベテラン講師陣が得られ、学院においては当社の厳選された商品、徹底したマーケティングと企画力によってシナジー効果が実現できると判断したためであります。

- (3) 企業結合日  
平成28年5月20日
- (4) 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式の取得
- (5) 企業結合後の名称  
結合後の企業の名称に変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率  
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 1,180百万円

3. 主要な取得関連費用の計算及び金額

アドバイザー費用 10百万円

4. 発生したのれんの金額、発生要因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社一蔵  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆 善 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 原 秀 敬 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社一蔵の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

平成28年3月24日開催の取締役会で株式会社京都きもの学院の株式を平成28年5月20日に取得し、子会社化することを決議いたしました。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成28年5月20日

株式会社一蔵 監査役会

|           |         |
|-----------|---------|
| 常勤監査役（社外） | 伊 藤 健 一 |
| 常勤監査役     | 田 淵 潤一郎 |
| 監 査 役（社外） | 熊 隼 人   |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置づけており、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、以下のとおり剰余金の配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金35円00銭

総額 191,705,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月15日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、定款第2条（目的）に項目の追加、及び一部字句の修正を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款第32条（監査役の選任方法）及び第33条（監査役の任期）に補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 第1章 総則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 呉服の製造、販売、仕立、レンタル及び仲介業</li> <li>2. 呉服販売、レンタルの代理店事業</li> <li>3. 衣料品、寝具、宝石、貴金属、絵画、美術品、アンティーク家具、食品、日用品雑貨の販売</li> <li>4. <u>結婚式場の経営</u></li> <li>5. <u>飲食店の経営</u></li> <li>6. <u>喫茶店の経営</u></li> <li>7. <u>写真館の経営</u></li> <li>8. <u>冠婚葬祭に関する情報提供及び式典の代行、仲介、斡旋</u></li> <li>9. <u>不動産の賃貸、管理業</u></li> <li>10. <u>各種イベントの企画、構成</u></li> <li>11. <u>割賦販売業</u></li> <li>12. <u>割賦購入斡旋業</u></li> <li>13. <u>古物の売買</u></li> <li>14. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></li> <li>15. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 呉服の製造、販売、仕立、レンタルおよび仲介業</li> <li>2. 呉服販売、レンタルの代理店事業</li> <li>3. 衣料品、寝具、宝石、貴金属、絵画、美術品、アンティーク家具、食品、日用品雑貨の販売</li> <li>4. <u>衣料品のレンタル</u></li> <li>5. <u>結婚式場の経営</u></li> <li>6. <u>飲食店の経営</u></li> <li>7. <u>喫茶店の経営</u></li> <li>8. <u>写真館の経営</u></li> <li>9. <u>冠婚葬祭に関する情報提供および式典の代行、仲介、斡旋</u></li> <li>10. <u>不動産の賃貸、管理業</u></li> <li>11. <u>各種イベントの企画、構成</u></li> <li>12. <u>割賦販売業</u></li> <li>13. <u>割賦購入斡旋業</u></li> <li>14. <u>古物の売買</u></li> <li>15. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></li> <li>16. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></li> </ol> |
| 第5章 監査役および監査役会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 第5章 監査役および監査役会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (監査役の選任方法)<br>第32条                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (監査役の選任方法)<br>第32条                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (条文省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ② (条文省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ② (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)<br/>第33条<br/>(条文省略)<br/>② (条文省略)<br/>(新 設)</p> | <p>③ <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)<br/>第33条<br/>(現行どおり)<br/>② (現行どおり)<br/>③ <u>前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p> |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

コーポレート・ガバナンス体制及び経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )           | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る 当 社<br>の 株 式 数 |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| こ じ ま こ う す け<br>小 島 浩 介<br>(昭和28年2月1日) | 昭和51年6月 株式会社三越入社<br>平成19年2月 同社執行役員人事部長<br>平成20年3月 同社執行役員総合企画部長<br>平成20年5月 同社取締役上席執行役員総合企画部長<br>兼コンプライアンス担当<br>平成21年4月 同社取締役常務執行役員総合企画部長<br>兼人事部管掌<br>平成22年3月 同社取締役常務執行役員総合企画部長<br>平成22年6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス<br>取締役<br>平成23年4月 同社取締役常務執行役員管理本部長付<br>平成23年6月 同社常勤監査役 | —                      |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小島浩介氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 小島浩介氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が大手小売業において構造改革、コンプライアンス・リスクマネジメントの推進に携わってこられ、その経歴を通じて培った豊富な経験と幅広い見識に基づく経営の監督機能とチェック機能を期待できるためであります。
4. 小島浩介氏が取締役に選任され就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 小島浩介氏が取締役に選任され就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役田淵潤一郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                  | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| かな や けん じ ろう<br>金 屋 憲 二 郎<br>(昭和22年2月25日) | 昭和45年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行<br>平成元年5月 同行東松山支店長<br>平成2年12月 同行浜松町支店長<br>平成5年4月 同行深川支店長<br>平成8年5月 同行横浜支店長<br>平成11年6月 東洋不動産販売株式会社（合併後、現東洋プロパティ株式会社）代表取締役社長<br>平成13年6月 殖産住宅相互株式会社（現殖産住宅株式会社）取締役<br>平成14年7月 日本アジア投資株式会社 第3ファンドマネージャー<br>平成15年6月 同社常務取締役融資業務管掌<br>平成15年6月 ジャイク・ファイナンス株式会社代表取締役社長<br>平成19年6月 日本アジア投資株式会社 常勤監査役 | —          |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金屋憲二郎氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 金屋憲二郎氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関等での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。また、投資会社において常勤監査役の経験を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 金屋憲二郎氏が監査役に選任され就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 金屋憲二郎氏が監査役に選任され就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                               | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| た ぐ ち たい ぞう<br>田 口 泰 三<br>(昭和23年1月10日) | 昭和45年4月 郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)入社<br>平成13年7月 同社営業総括部長<br>平成17年6月 同社執行役員南アジア・オセアニア地域総括兼Yusen Air & Sea Service(Singapore)Pte.Ltd.会長<br>平成19年6月 同社常勤監査役 | —                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田口泰三氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田口泰三氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、郵船ロジスティクス株式会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。また、同社において常勤監査役の経験を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 田口泰三氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

**第6号議案** 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役寺島邦夫及び監査役田淵潤一郎の2氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役においては取締役会に、監査役については監査役の協議に、また、取締役、監査役を歴任した田淵潤一郎氏については、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

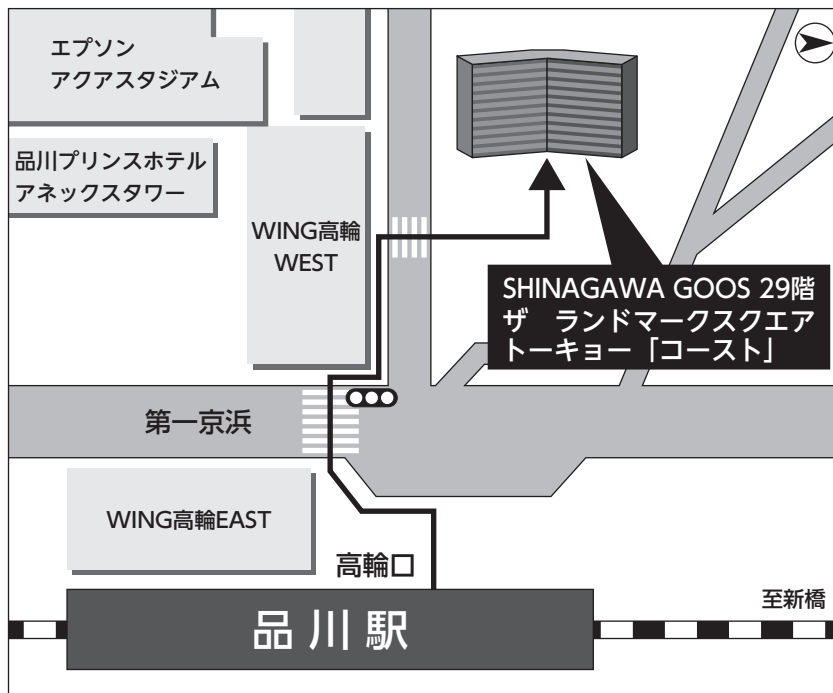
| 氏名    | 略歴                                     |
|-------|----------------------------------------|
| 寺島邦夫  | 平成18年4月 当社常務取締役（現任）                    |
| 田淵潤一郎 | 平成16年3月 当社常務取締役<br>平成24年4月 当社常勤監査役（現任） |

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 29階  
ザ ランドマークスクエア トーキョー「コースト」



交通 京急線品川駅高輪口 徒歩3分  
JR品川駅中央改札口(高輪口) 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。